

# 学校感染症

	伝染病の種類	出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウィルスであるものに限る。）		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
第二種	急性灰白髄炎	治癒するまで	
	ジフテリア		
	インフルエンザ		解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで
	麻疹（はしか）		解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		耳下腺の腫脹（はれ）が消失するまで
	風疹（三日はしか）		発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）		すべての発疹が痂皮化するまで
第三種	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失後 2 日を経過するまで	
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	
	コレラ	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎			
その他の伝染病※			

以上の疾病が出席停止になります。

※ その他の伝染病とは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の伝染病として措置をとることのできる疾患のことです。

(例) 溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・手足口病・伝染性紅斑(リンゴ病)・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎(ロタウイルス・ノロウイルス)

- 医療機関で「学校感染症」と診断された場合、速やかに学校までご連絡ください。
- 出席停止期間を終了し登校する際には必ず「**治癒証明書**」を学校にご提出ください。

(治癒証明書は生徒手帳にもあります。)